

令和元年5月24日開会

令和元年5月24日閉会

令和元年

第2回臨時会会議録

小豆島町議会

# 令和元年第2回 小豆島町議会臨時会会議録

小豆島町告示第47号

令和元年第2回小豆島町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年5月17日

小豆島町長 松本 篤

## 記

- 期 日 令和元年5月24日（金）
- 場 所 小豆島町役場本会議場

開 会 令和元年5月24日（金曜日）午前9時30分

閉 会 令和元年5月24日（金曜日）午前9時54分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	5月24日
1	藤 本 傳 夫	○
2	三 木 卓	○
3	大 下 淳	○
4	森 弘 章	○
5	藤 井 孝 博	○
6	中 松 和 彦	○
7	大 川 新 也	○
8	柴 田 初 子	○
9	森 崇	○
10	森 口 久 士	○
11	安 井 信 之	○
12	鍋 谷 真 由 美	○
13	浜 口 勇	○
14	谷 康 男	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日
町 長	松 本 篤	○
副 町 長	松 尾 俊 男	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○
政 策 統 括 監	城 博 史	○
総務部長兼総務課長	松 田 知 巳	○
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○
教 育 部 長 兼 子 育 ち 共 育 課 長	後 藤 正 樹	○
健 康 福 祉 部 長 兼 健 康 づ くり 福 祉 課 長	濱 田 茂	○
企 画 財 政 課 長	川 宿 田 光 憲	○
環 境 衛 生 課 長	谷 本 静 香	○
建 設 課 長	唐 橋 幹 隆	○
税 務 課 長	川 崎 智 文	○
商 工 観 光 課 長	入 倉 哲 也	○
会 計 管 理 者	丸 本 秀	○
農 林 水 産 課 長 兼 オ リ ー プ 課 長	山 本 重 敏	○
社 会 教 育 課 長	細 井 隆 昭	○
人 権 対 策 課 長	山 口 総 一 郎	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	堀 内 宏 美	○
学 校 教 育 課 長	森 貞 二	○
住 民 課 長	清 水 一 彦	○
高 齢 者 福 祉 課 長 兼 介 護 サ ー ビ ス 課 長	立 花 英 雄	○
総 務 課 課 長 補 佐	相 原 隆 幸	○

職務のため出席した者の氏名  
 議会事務局長 久 利 佳 秀  
 書 記 立 住 貴 彦

議事日程  
 別 紙 の と お り

令和元年第2回小豆島町議会臨時会議事日程

令和元年5月24日(金) 午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 議案第46号 財産の取得について (町長提出)
- 第4 議案第47号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約について (町長提出)
- 第5 議案第48号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約について (町長提出)

開会 午前9時25分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由とします。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいましてありがとうございます。

本臨時会の議事日程につきましては、先ほど開催しました議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から臨時会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（松本 篤君） 本日、令和初めてとなります小豆島町議会第2回臨時会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、本臨時会では、財産の取得に関する案件1件、契約案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたしまして、まことに簡単ではございますが、臨時会開催に当たってのご挨拶といたします。

○議長（谷 康男君） 次、既に議員各位もご承知のことと思いますが、去る4月24日付けで就任されました坂東教育長よりご挨拶をお願いいたします。坂東教育長。

○教育長（坂東民哉君） 4月24日付けで教育長を拝命しました坂東でございます。

教育長の担う職責、現在、教育行政が抱える諸課題への取り組みを考えますと、身の引き締まる思いでございます。全国的に問題となっている教職員の働き方改革、教職員の資質向上に加えて、本町では教育施設の再編整備という大きな課題もございます。これまでの教育長と違い、教員経験者ではございませんが、町職員としての行政経験、特に教育委員会事務局では13年目となりますので、これらの行政経験を生かした視点で教育行政の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

子供たちの成長に大切なことは就学前教育、学校教育であることはもちろんなんですけれども、教育の出発点は家庭教育だと思っています。学校、家庭、地域の連携をより一層高めて、小豆島町の教育目標である、ふるさとを愛し、人間性豊かで、たくましく未来に生きる人づくりの実現に向けて、子供たちの夢と笑顔を大切にする教育に全力で取り組んでまいりますのでよろしくをお願いいたします。

今後とも議員の皆様方、並びに執行部の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は 14 名で、定足数に達しておりますので、本日の第 2 回臨時会は成立しました。

これより開会します。（午前 9 時 30 分）

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 125 条の規定により、2 番三木卓議員、3 番大下淳議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第 2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は本日 1 日と決定しました。

~~~~~

日程第 3 議案第 46 号 財産の取得について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 3、議案第 46 号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 46 号財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財産の取得について、新庁舎近隣に民間事業者が所有する建物を買い入れようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当部長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し

上げます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） それでは、議案第 46 号財産の取得についてご説明をさせていただきます。

上程議案集の 1 ページをお願いします。

本案件につきましては、本年 3 月議会の現地確認の際にご覧いただきました、片城地区倉庫の建物部分の取得に係るものでございます。

提案理由にありますように、平成 30 年 5 月より新庁舎で全ての業務を行っているところでございますが、本町にはまとまった倉庫がなく、池田庁舎駐車場の倉庫を初め、建設課は各ポンプ場の空きスペース、商工観光課、社会教育課は農協などの倉庫を間借りするなど、町内に点在しておったことから、物品の一元管理、移動時間の短縮等による効率化を図るため、新庁舎近隣の片城地区にある当該倉庫を購入するもので、予定価格が 700 万円以上の不動産の買い入れとなりますことから、地方自治法第 96 条 1 項第 8 号及び小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、所在地が香川県小豆郡小豆島町片城甲 44 番地 213、種類が倉庫、構造及び床面積につきましては、鉄骨造スレート葺 2 階建、1 階が 264.92 平米、2 階が 92.45 平米、取得予定価格につきましては 784 万 1,880 円、取得の相手方が香川県小豆郡小豆島町馬木甲 913 番地 2、内海薬品株式会社代表取締役山下雄二でございます。

なお、倉庫の土地につきましては、面積が 496 平米、予定価格が 1,480 万円でございますが、土地の場合は議会の議決に付すべき条件が予定価格が 700 万円以上かつ面積が 5,000 平米以上のものとなっておりますので、当該土地については 496 平米しかございませんので、議会の議決に付すべきものに該当しませんので、上程はいたしておりません。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。藤井議員。

○5 番（藤井孝博君） 今ご説明いただきました、その中におきまして提案理由ですが、効率という大前提の中、管理の一元化とか時間の短縮とかいうことはわかりますが、民間所有の倉庫を借用するということでありまして、今現在民間所有は何件くらいあって、その費用、家賃、地代を何ぼくらい払ってるか。これを一括管理することによって経費面の節約とかそういうような部分がどうなるかということ、考えた場合に経費の節約と。ひと

つよろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 民間の倉庫と申しますのは、小豆島産業科学研究所でございます。倉庫というのが、苗羽地区の海のほうといいますか海岸の方に通称塩倉庫という倉庫がございまして、庁舎から大変離れてますし非常に古い昔の醤油蔵でございまして、お金がかかる以前に屋根が抜けて品物の管理ができないというような状況になってございしますので、その辺も含めてこのたびこちらを取得させていただいております。

濟いません、金額については手元に数字がございませんので、また塩倉庫の貸借料については後でご報告させていただきます。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに。大川議員。

○7番（大川新也君） 先ほどJAの倉庫にもというふうな、そこは貸借料は幾らですか。それともう一点は、この提案理由には載ってないですけど、この所在地を購入するきっかけはどういうふうな、こちらのほうが探しておったのがどなたかの紹介でここが売りに出ているとかいうふうな話があったのか、そのあたりのいきさつはどんな状況でこの場所を選定したのか、そのあたりをもう少し詳しくお願いできたら。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 先ほども申しましたように、まず一番最初に困ったというのは、先ほど申しました塩倉庫の屋根が抜けて、昔の醤油蔵でございしますので、それを修理すると非常に高いものになりますし、お借りしている町が直すのか持ち主の小豆島産業科学研究所が直すのかということで、どちらがするかということで非常に時間もかかりますし、何十年、何百年もたっておる倉庫を直すという非常に効率も悪いということで。それから、庁舎がこっちに移りまして、旧の南館のほうに建設課とかが置いていたものがいろいろございます。今申しましたように建設課については、各ポンプ場の空きスペースに物を置いているような状態、社会教育課も瀬戸芸等の品物を室生の農協の倉庫に置いたり、民俗資料のものを草壁農協の跡の倉庫に入れさせていただいたり、非常に苦勞してございました。それで実際倉庫を探しておったところでございますが、ちょうど今回購入する物件をかつてオリーブマラソンとかそういうときにちょっと物置等でお借りをしておったという情報が入りましたので、まずはそこを貸していただけんかというようなことでこちらのほうからお話を持っていかせていただきました。その際に、内海薬品さんが近いうちに廃業するので、貸すだけではなくて購入を考えていただけんかというようなお話をいただきまして、今回の話になっておる次第でございます。以上でございます。

○議長（谷 康男君） 大川議員。

○7番（大川新也君） 農協の室生と草壁支店幾らの使用料、賃貸料をお払いしとんですか。

○議長（谷 康男君） 社会教育課長。

○社会教育課長（細井隆昭君） J Aの草壁支店またJ Aの室生支店、元ですけども、倉庫賃の借料ですけども、詳しい資料が手元にありませんので、また後で提出させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） この土地と建物を買う値段の決定に至る経緯うか、土地の場合は大概鑑定士の鑑定をしていただひて決めますけど、建物はどうかわかりませんが、値段決定に至る経緯につまましてお伺ひしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 税理士の岡会計さんに評価計算書というのをを出していただひておりまして、それに基づひて決定をいたしております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。森議員。

○9番（森 崇君） これは築後は何年物でしょうか。

○議長（谷 康男君） 総務部長。

○総務部長（松田知巳君） 建築は平成13年4月建築となっております。以上です。

○議長（谷 康男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第47号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る

工事請負契約について

日程第 5 議案第 48 号 小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約について

○議長（谷 康男君） 次、日程第 4、議案第 47 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約について及び日程第 5、議案第 48 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（松本 篤君） 議案第 47 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備に関し、仮設道路工事に係る工事請負契約につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第 48 号につきましても、新たな一般廃棄物最終処分場整備に関し、既存建築物解体 撤去工事に係る工事請負契約につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 47 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約について説明申し上げます。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、予定価格 5 千万円を超える小豆島町一般廃棄物最終処分場整備仮設道路工事に係る工事請負契約締結のため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

上程議案書の 3 ページのほうをお願い申し上げます。

契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備仮設道路工事でございます。契約の方法につきましては、指名競争入札による契約で、契約の金額は 8,391 万 6 千円、契約の相手方は小豆島町安田甲 226 番地 2、株式会社木村代表取締役石川亨一でございます。

1 ページおめぐりいただきまして、4 ページをお願いいたします。

項目 4 の工期につきましては、町の指定する日から本年 10 月 9 日までとしております。

項目5の工事の概要につきましては、仮設道路工及び既存構造物の撤去工を主な工事としたしております。

ここで5ページの図面をご覧いただきたいんですが、計画では、過去の開発で整備されましたテニスコートがございます。このテニスコート周辺から県道までのエリアで処分場を整備する予定でございまして、今回の仮設道路工事ではこのテニスコートに通じます既存の私道を活用しまして幅員の拡幅、あるいは急なカーブの改良を行うこととしております。処分場完成時には本仮設道路を再整備いたしまして、進入路とする予定でございます。

4ページにお戻りいただきまして、項目6の入札事業者につきましては、指名競争入札参加者資格を有する業者のうち、土木工事一式工事Aランクに格付される全業者11社を指名いたしまして、全ての業者から応札がございました。以上、簡単ではございますが、議案第47号の説明を終わります。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。安井議員。

○11番（安井信之君） 仮設の道のほうで法面工でモルタル吹付工とありますが、この部分は将来的にずっと残るようなものですか、その辺をお伺いします。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） ご質問の法面のモルタル吹付工につきましては、将来的に残るような形になってまいります。

この場所につきましては、自然公園法の普通地域にも当たることから、極力人工的なものは外部に見せないようにと考えておりまして、モルタル吹付工をそのまま将来にわたって置くという形で考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○11番（安井信之君） モルタル吹付となるとコンクリートの色というか、それになりますよね。そしたら、法枠なりで木が生えてくるような形で自然が残るような形には、いうふうな検討はならなかったんですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） おっしゃるとおり、将来にわたってモルタルが表面に露出するような形になってまいります。

1点、先ほど申し上げましたように普通地域に該当するということがございますが、非常に大きな事業費がございます。その中で経済性につきましても考慮いたしまして、一般的な工法を採用したという形でございまして、普通地域における修景につきましては、極力法面の緩い部分につきましては植生工、こちらのほうでカバーしていくようなイメージ

で考えておりますので、急峻な部分につきましてモルタル吹付工という形で一般的な工法を採用させていただいた次第でございます、以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） これは後の議案第48号にも関連すると思いますが、最終処分場の整備の話で、昨年でしたか、教育民生で説明があった、それ以降現地確認もしてないですけど、昨年のときにはそういうような現地確認というふうな話のときに、草が生えてどうのこうの、整備ができてないからというふうな話でやってないですけど、一切現地確認してないんですけど、そのあたりは現地確認なしで今日承認というのは難しいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりどうですか。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） おっしゃるとおり、現地確認はまだ皆さんにはしていただいておりますが、せんだって教育民生の中で、非常に雑草が繁茂しておる状況で見通しができないということを申し上げました。現行もその状況、環境には変わりございませんで、今回この進入路の整備に当たりましてそういった雑草とか雑木の伐採を行う予定にしております。それが一定あたり進行した段階で俯瞰、全体を見れることができるようになってまいりますので、その時点で皆様には現地のほう確認いただきたいと考えておりました。以上です。

○議長（谷 康男君） 他に質疑ありませんか。大川議員。

○7番（大川新也君） それはちょっとおかしいんじゃないですか。議員の中で現地知ってる、確認に見に行った方は何人おいでるんですか。執行部の中で何人おいでるんですか。そういうのをここで決裁するということが自体が納得できないんですけど、そのあたりはどう考えておるんですかね。めくら版押すのと同じことになりますよ、これ。何人おるんですか、これ。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 確かに執行部の中でも町長さんぐらいしか現場のほうは歩いてないと思います。議会の皆様につきましても、現地、非常に古い施設ですので、旧来の整備の状況はご覧いただいておりますが、直近の状況は見てないと思います。

ただし、現地を見ても、全容を把握することが非常に難しい状況でございまして、広大地でもございます。それで今まで図面のほうで説明させていただいた次第でございますが、現地のほうにつきましては、現場検分がきちんとできるような状況、環境が整った段階で見ていただきたいと考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 47 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 仮設道路工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

次、日程第 5、議案第 48 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約についての内容説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） 議案第 48 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約につきまして説明申し上げます。

小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づきまして、予定価格 5 千万円を超える小豆島町一般廃棄物最終処分場整備既存建築物解体・撤去工事に係る請負契約の締結のため、地方自治法 96 条第 1 項第 5 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

上程議案集の 6 ページをお願いいたします。

契約の目的につきましては、小豆島町一般廃棄物最終処分場整備既存建築物解体・撤去工事でございます。契約の方法は指名競争入札による契約でございます。契約の金額は 6,372 万円、契約相手方は小豆島町安田甲 348 番地 1、株式会社竹本組代表取締役竹本定でございます。

7 ページのほうご覧いただきたいんですけども、項目 4 の工期につきましては、町の指定する日から本年 9 月 30 日までとしております。項目 5 の工事の概要につきましては、仮設進入道路といたしまして、重機の進入とか解体廃棄物の排出に必要な仮設道を整備いたします。加えて、既存建物解体・撤去を主な工事としております。

1 ページめくっていただきまして、8 ページの図面をご覧いただきたいんですが、赤線でお示ししております旧来の宿泊施設、食堂、浴場、ラウンジなど計 4 棟の既存建物が処

分場の整備に当たりまして支障となりますことから撤去を行うものでございます。

1 ページ戻っていただきまして、7 ページでございますが、項目6の入札業者でございます。指名競争入札参加資格を有する業者のうち、土木一式工事Aランクに格付されまして、かつ解体工事の許可を有する業者 10 社を指名しまして、全ての業者から応札がございました。以上、簡単ではございますが、議案第 48 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。浜口議員。

○13番（浜口 勇君） まず、8 ページの図面を見ていただきたいんですけど、この建物は埋立工事をするのにどう邪魔になるのか、これを撤去せないかん理由、撤去した後この土地をどういうふうに活用するのか、そのあたりについてお知らせください。

○議長（谷 康男君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（谷本静香君） この最終処分場の整備に当たりまして、この建物付近非常に傾斜がきつい状況にございます。このあたりを切り盛りしてポケットのようなものをつくるんですけども、その際一部と申しますか、この4棟が支障になってまいりますので、今期取り壊しをしまして、実際切り盛りの工事につきましては来年度になってこようと思っておりますけれども、あらかじめ撤去しようとするものでございます。邪魔と申しますか、将来ありますと危険にもなりますので、今回工事に支障が生じますので撤去しようとするものでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから採決します。

議案第 48 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号小豆島町一般廃棄物最終処分場整備 既存建築物解体・撤去工事に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

以上で臨時会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして令和元年第2回小豆島町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前9時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員